

令和7年度小規模業務登録の受付について

令和6年12月2日
長浜水道企業団
財産契約課

1. 対象となる業務

- (1) 1件100万円未満程度の水道施設工事(配水管布設工事等)及び給水装置工事で早急な対応が必要であり、入札に付する時間が無いもの
- (2) 漏水修理工事で職員、車両又は資機材の手配が困難なもの

2. 有効期間

令和7年度の1年間

3. 受付期間

令和7年2月3日(月)～令和7年2月14日(金)【当日消印有効】

4. 受付方法

書留による郵送(簡易書留またはレターパックでもよい)
あて先は長浜水道企業団財産契約課とし、封筒の表面に「入札参加資格審査申請」と
朱書きし、
受領書返送の為、返信用ハガキ(表面宛名明記、裏面白紙、85円切手貼付)を必ず同封

5. 参加資格

- (1) 契約を締結する能力を有しない者で無いこと及び破産者で復権を得ない者で無いこと。
- (2) 入札参加資格制限を受けていないこと。
- (3) 納期限が到来している水道料金の未納が無いこと。
- (4) 1年以上事業を営んでいて、直営での施工能力を有し、緊急時の出動が可能な者
- (5) 個人事業者又は法人の役員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でない者及び密接な関係を有する者で無いこと。

6. 直営での施工能力及び緊急時の出動

- (1) 長浜水道企業団指定給水装置工事事業者であること。
- (2) 雇用関係のある作業員を3人以上有すること。
- (3) 次の資格を有する職員を指定人数以上有すること。1人が複数の資格を有していても良い。
 - ア 給水装置工事主任技術者 1人
 - イ 給水装置工事配管技能検定合格者 1人
 - ウ 耐震継手接合研修会受講者 1人
 - エ 水道配水用ポリ配管施工講習受講者 1人
 - オ 車両系建設機械運転技能講習受講者 1人
- (4) 次の機材(レンタルを除く)を有すること。
 - ア 金切り鋸その他の管の切断用の機械器具
 - イ やすり、パイプねじ切り器その他の管の加工用の機械器具
 - ウ トーチランプ、パイプレンチその他の接合用の機械器具
 - エ 水圧テストポンプ

オ エンジンカッター
 カ 舗装カッター
 キ 穿孔機
 ク ランマー
 ケ タンパー
 コ ダンプ サ ショベル系掘削機
 シ 水中ポンプ ス 発電機 セ 投光器

(2) 常時連絡が可能であること

常時連絡が可能な電話番号(出勤の可否を判断できる職員の携帯番号)を登録すること。

7. 入札参加資格審査申請との重複

入札参加資格審査申請との重複申請は可能です。

8. 地域区分

- (1) 令和7年2月1日現在、参加を希望する本店が区域内にあり、令和7年度の法人市民税(法人申請の場合)又は個人市民税(個人申請の場合)の納税地が、長浜市又は米原市となる者
- (2) 個人申請者は、令和7年1月1日現在の住所が区域内にあること
※区域内とは、長浜市及び米原市(平成17年10月1日合併前の近江町)

9. 提出書類

提出書類は、別表1のとおりです。

10. その他注意事項

- (1) 郵送による受付のみです。電子メール等での受付はしません。
- (2) 申請書に不備等がある場合は、電話により連絡しますので、速やかに提出してください。
- (3) 小規模業務登録申請書の記載事項に変更が生じた場合は、速やかに変更内容を証する書類を添えて届け出てください(郵送可)。
- (4) 建設業許可期限が到来又は許可業種等に変更が生じた場合は、速やかに更新許可書等の写しを提出してください。
- (5) 経営事項審査の有効期間は審査基準日から1年7ヶ月となっているため、経営事項審査を受けたときは、速やかに最新の経営事項審査結果通知書の写しを提出してください。
- (6) 申請書及び添付書類について、虚偽記載やこれに類する事項が認められた場合又は記載内容の証明、確認等に協力が無いときは、入札参加資格の取消し、指名停止等の措置を行うことがあります。
- (7) 小規模業務登録者名簿に登録されても、発注があることを保証するものではありません。
- (8) 水道管路布設工事の有資格業者は、格付の際に緊急修繕業務での出勤実績を考慮します。

11. 送付先・問合せ先

〒526-0047 滋賀県長浜市下坂浜町248番地22 長浜水道企業団 財産契約課
電話(0749)62-4101／FAX(0749)63-6819

別表 1

提出書類等		区域内
〔様式 A〕 提出書類確認表		○
郵便ハガキ 1 枚 (85円切手貼付、表宛名明記、裏白紙) ※受領書送付用		○
A 4 ファイル (緑色)		○
1	〔様式 1〕 申請書①	○
2	建設業許可証明 (通知) 書 (写し)	△
3	経営事項審査結果通知書 (写し)	△
4	法人登記簿謄本 (写し可)	法人 ○
	住民票 (写し可)	個人 ○
5	企業団指定給水装置工事事業者証 (写し)	○
6	〔様式 2〕 技術職員調	○
7	技術職員の資格を確認できる書類 (写し) ・ 免許証、免状、監理技術者資格者証の表裏両面・講習修了証等 ・ その他資格者の場合、実務経験経歴書 (県届出様式に準じる) 等	○
8	技術職員調に掲載の全技術職員 (代表者含む) の雇用を確認できる書類 (写し) ・ 雇用保険被保険者証又は事業所別被保険者台帳照会 (職業安定所発行) ・ 被保険者標準報酬決定通知書 (年金事務所発行) ・ その他公共機関等発行の雇用が確認可能な書類 ※上記による雇用確認ができない代表者の場合 国民健康保険証 ※資格確認書類で監理技術者証の写しを添付の場合省略可	○
9	〔様式 3〕 営業用機械器具調	○
10	水道料金納付にかかる誓約書 (※ 1)	○

※△は、該当する場合のみ提出

※ 1 事務所 (登録された所在地。自宅を事務所として使用している場合は、自宅。)のもの。地下水利用の場合は、納税証明書を添付すること。